

人間らしく生きる権利（社会権）について

経済上の不平等が社会の大きな問題となった結果、すべての人間に、人間らしく豊かな生活を保障するという社会権が基本的人権として認められるようになりました。

日本国憲法は、生存権（第25条）・教育を受ける権利（第26条）・労働者の諸権利（第27・28条）の三つの社会権を保障しています。

① 存権

すべての人間に、少なくとも人間らしいといえるような生活を保障するという生存権は、1919年のワイマール憲法（ドイツ）で、資本主義国の憲法としては初めて、人権として認められました。第二次世界大戦後は、国際連合の宣言をはじめ、多くの国々の憲法で、生存権を保障するようになりました。日本国憲法は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（第25条）と生存権を認め、その保障のために社会福祉や社会保障を進めていくことを国の責務としています。

② 教育を受ける権利

人間には、未知の世界を探究したい、豊かな知識や高度な技術を獲得したい、という欲求があります。特に子どもには、自分の生活を自分で決められるよう、精神的にも成長して自立したい、という強い欲求があります。これらの欲求は、「教育を受ける権利」として保障されています。

この権利によって、一人ひとりが人間としての個性と能力をのばし、主権者としての自覚と判断力をつちかっているのです。

今日では、国民の「教育への権利」を保障していくために、多くの国々が義務教育を無償とし、法律によって、国や地方自治体が学校の建設や教員の配置などの教育条件を整備していくことを義務付ける法律などを定めています。

③労働者の権利

労働運動と権利の保障

一人ひとりの労働者は、雇い主より弱い立場にあり、不利な労働条件を押し付けられやすいものです。労働者は団結して自分たちの要求を実現するために、ストライキを行う権利を保障されています。労働条件は、労働者自身の努力と運動によって改善されていくもので、人間としてふさわしい労働条件を整え、生きがいを持って働けるようにすることは、社会権を保障するものであるといえます。

労働基本権

日本国憲法は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」（第 27 条）と定めて、すべての人に労働の機会を保障しています。また、労働者が労働組合を作ること（団結権）、労働組合が賃金などの労働条件について雇い主と交渉すること（団体交渉権）、労働条件の改善のためにストライキを行う争議行為（団体行動権）を認めています。

これらの諸権利をまとめて、労働基本権（労働三権）といいます。